

## 社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会

# 平成 2 9 年度 事業計画

### はじめに

平成 2 7 年度に生活困窮者自立支援制度の創設、介護保険法の改正と福祉の分野で大きな流れが動き始めました。

一方で社会福祉法の改正では、社会福祉法人の運営の透明性や経営ガバナンスの強化など、法人としての在り方についてこれまで以上の透明性と責任を求められるようになってきました。

廿日市社協では、この大きな流れに呼応し、事業では平成 2 8 年度、生活困窮者自立支援事業を新たに受託し、平成 2 8 年度受託した生活支援体制整備事業の展開を通じて地域福祉を推進すると共に、社会福祉法改正に伴う定款変更、会計基準などの整備を行ってきました。

### 基本方針

福祉の制度や仕組みの目まぐるしい変化は、生活課題や福祉課題が拡大し、多岐にわたっていることの表れであり、これに対応することが喫緊の課題となっていると言えます。このために、様々な専門機関との分野や立場を超えた横断的な連携、協働が重要となり、生活・福祉課題を抱える人たちが孤立しないための地域づくりがますます必要となっています。

平成 2 9 年度も、社会福祉法人制度の改革に呼応し、「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」に積極的に取り組むとともに、地域福祉の中核たる担い手として、『**地域から頼られ、地域の願いに応えられる社協**』を目指して、次の 4 点を基本方針として、誰もが安心して自分らしく暮らせる「福祉のまちづくり」の推進に取り組みます。

**基本方針① みんなで支え合って暮らせる地域づくり**

**基本方針② 願いをカタチにしていく事業づくり**

**基本方針③ 福祉の“わ”を広げる人づくり**

**基本方針④ 魅力ある社協組織づくり**

## 重点的な取組み

平成29年度は、次の事項を基本目標に事業を展開していきます。

**(1) 社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます**

地域活動をしていくきっかけづくりに取り組みます。

**(基本方針 ① ③)**

**(2) 組織（主体）の意識や活動を進化させます**

地域の中で福祉を考える中心的な組織と連携する共に、組織の抱える課題の解決方策を一緒に考えて行きます。

**(基本方針 ② ③)**

**(3) 地域の問題解決に必要な情報を共有します**

地域の問題を解決するにあたって、情報の収集を行うと共に解決に向けて関係機関と情報共有し情報発信を行います。

**(基本方針 ② ④)**

**(4) 社会的孤立を見逃さないための仕組みづくりを進めます**

社会的に孤立しがちな人たちへの直接的な支援と、その支援を通じて、地域や関係機関との連携を図っていきます。

**(基本方針 ① ③)**

**(5) 多様な主体の強みを生かした新しい支えあいを育てます**

福祉の機関だけではなく、他機関、他職種との連携の中で新たな事業を組み立てていきます。

**(基本方針 ④)**

(目次)

○施策体系図 P. 5

○事業計画

廿日市市の地域福祉計画の基本目標に沿って編成してあります。

◆廿日市市全域事業 P. 7～P. 17

◆廿日市地域事業 P. 18～P. 20

◆佐伯地域事業 P. 21～P. 23

◆吉和地域事業 P. 24～P. 26

◆大野地域事業 P. 27～P. 30

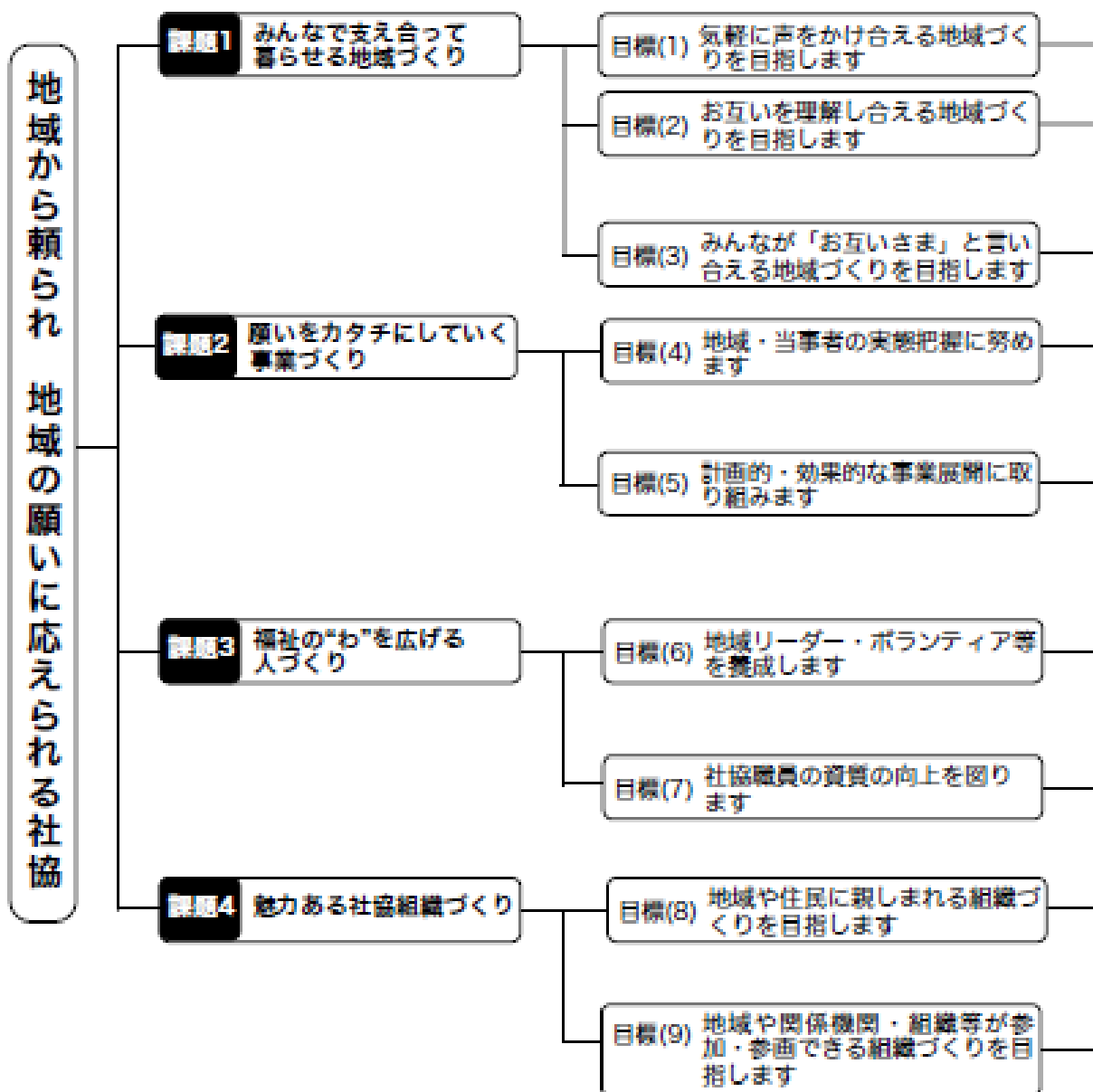
◆宮島地域事業 P. 31～P. 32

# 施策体系図と施策の具体

【目指す姿】

【課題】

【目標】



## 【行動計画】

- ① 行動計画①：みんなが集える場づくりやイベントを企画します
- ② 行動計画②：福祉教育を推進します
- ③ 行動計画③：当事者との交流を推進します
- ④ 行動計画④：地域の中で障がいのある人や高齢者が担える仕組みをつくります
- ⑤ 行動計画⑤：実態把握やニーズ把握のための仕組みづくりを行います
- ⑥ 行動計画⑥：実態やニーズの見える化を推進します
- ⑦ 行動計画⑦：事業ごとの目的の明確化・共有化を図ります
- ⑧ 行動計画⑧：事業を計画的・効果的に推進するための各種ツールを整備します
- ⑨ 行動計画⑨：エリア型、テーマ型リーダーを養成します
- ⑩ 行動計画⑩：多様なボランティアを養成します
- ⑪ 行動計画⑪：社協の使命・目的の共有を図ります
- ⑫ 行動計画⑫：専門知識・技術の習得を図ります
- ⑬ 行動計画⑬：地域・住民の社協認知度を高めます
- ⑭ 行動計画⑭：気軽に行き来できる社協にします
- ⑮ 行動計画⑮：地域ごとの参加・参画の仕組みをつくります
- ⑯ 行動計画⑯：住民提案型の地域福祉事業をつくります
- ⑰ 行動計画⑰：他機関・組織との連携を強化します

## 【廿日市市地域福祉計画の基本目標】

※廿日市市地域福祉計画に示されている5つの基本目標と地域福祉活動計画における行動計画との関連は以下のとおりです。

### 基本目標1

社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

(関連行動計画：①、③、⑤、⑥、⑧)

### 基本目標2

組織（主体）の意識や活動を進化させます

(関連行動計画：⑦、⑧、⑩、⑫、⑬)

### 基本目標3

地域の問題解決に必要な情報を共有します

(関連行動計画：⑤、⑥、⑧)

### 基本目標4

社会的孤立を見逃さないための仕組みづくりを進めます

(関連行動計画：③、④、⑤、⑥、⑧)

### 基本目標5

多様な主体の強みを生かした新しい支えあいを育てます

(関連行動計画：⑤、⑥、⑧)

## 基本目標（１） 社会参加や役割発揮のための人づくり 参加の入口づくりを進めます

廿日市市内では、様々な地域で福祉活動が活発に行われています。自分のできることで役割を發揮しながら活動されている方がたくさんいます。しかし、その活動にたどりつけない、きっかけがつかめない人もたくさんいるはずで

す。この目標では、地域活動をしていくきっかけとなる講座の展開、そして、気軽に参加でき、役割を發揮できる場を作っていくための事業を行います。

### 1 ボランティア活動支援事業（市補助 55千円）〈行動計画10〉

福祉活動の担い手であるボランティアの活動の円滑な推進を支援すると共に、市内の小中学校が取り組む福祉教育活動に対し支援する。

- (1) ボランティア養成及び啓発活動
- (2) 福祉教育の支援（相談・ボランティア調整・体験指導・機材貸出等）
- (3) ささえ愛ネットはつかいちの活動支援

### 2 ファミリー・サポート・センター事業（市委託・自主 4,508千円）〈行動計画4〉

地域において育児・介護等の援助を必要とする市民と、育児・介護等を支援したい市民を組織化し、相互援助活動を推進する。活動を通して、地域の中で顔見知り、知り合いを増やして困ったときや、助けてほしいときに気軽に「困った・・・」が言い合える・助け合える地域づくりを目指す。

- (1) 会員の増加を図るため、「ファミサポだより」「あいとぴあ」「PRチラシ」等を活用した広報活動、住民組織・関係機関の会議などを通じたPRを行う。
- (2) 会員の組織化や資質向上を図るための研修会を開催する。
- (3) 活動中の提供会員が疲弊しないように、活動を生きがいと感じられるようにフォローを行う。

#### [平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・ 事故防止のために、会員間のヒヤリハットの報告をしてもらい共有化の準備を行う。
- ・ リスクの洗い出しを行い、注意事項と対応策を会員に具体的に示す。
- ・ 緊急時の対応について体制整備を行う。
- ・ 提供会員同士が活動を共有、困ったことや悩みを話せる場づくりと交流会を開催する。

## 基本目標（２） 組織（主体）の意識や活動を進化させます

廿日市市内には、各コミュニティの単位で福祉を考えていく中心になる組織があります。地域の福祉を考えていくためには、まず地域に暮らすみんなが、自分たちの地域についての思いを話し合うことからスタートする必要がありますが、小さな地域では担い手が少なく集めることが難しい。大きな地域では、組織がたくさんあって一同に会することが難しいなど、その地域独特の課題があります。

この目標では、生活支援体制整備事業を通じて、地域福祉を考える核となる組織と連動しながら、福祉課題解決のための「地域の役割」を一緒に考えていきます。

### 1 生活支援体制整備事業（市委託 29,172千円）〈行動計画10〉

介護保険の改正に当たり、高齢者の日常生活を支えていくための、生活支援の仕組みの充実及び、高齢者の社会参加促進に向けて、地域の多様な担い手による受け皿確保のための基盤整備を行い、多様な生活支援サービスを地域住民と共に創出する。

地域内で福祉課題や資源の情報共有、地域資源の更新の仕組みづくりを協議する協議体の整備を行う。

#### [平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・協議体の立ち上支援のための地域への働きかけを継続し、生活圈域全体での協議体づくりを目指す。

(廿日市地域)

各地区での福祉推進の核になる組織への働きかけを行う。廿日市地区での「福祉の会」を引き続き支援。

(佐伯地域)

津田地区での協議体の設立にむけた協議を行う。

(吉和地域)

今後は「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」にNPO法人を加えた協議体として、吉和地域での事業の推進に当たる。

(大野地域)

大野第八区の第三層協議体の設立に向けた支援、及び他の区の第三層協議体設立に向けた働きかけと、第二層協議体の設立に向けた協議を行う。

(宮島地域)

既存の地域組織を横につなげながら、地域での課題解決の方法を共有化していく。

## 基本目標（3） 地域の問題解決に必要な情報を共有します

地域の問題を解決するに当たっては、同じようなことで悩んでいた地域の解決方法を知ることが、解決に向けての大きな方向づけになっていきます。個別の問題を抱えている人については、関係機関が情報を共有することで、困りごとを抱えている人への各機関の役割が明確になっていきます。

この目標では、情報収集に向けての事業、地域や関連機関に向けての情報発信の事業を行っていきます。

### 1 福祉総合相談事業（自主・市補助 1,573千円）〈行動計画17〉

福祉に関する総合的な相談窓口として適切な助言や各種専門機関の紹介等を行うと共に、ニーズキャッチに努める。

#### (1) 心配ごと相談の実施

廿日市地域：毎週火・金曜日

佐伯地域：毎週水曜日

吉和地域：第1～3水曜日

大野地域：毎週木曜日

宮島地域：第1～3月曜日

13:00～16:00の間、心配ごと相談員による相談の実施

#### (2) 福祉総合相談の実施

平日9:00～17:00の間、職員による福祉総合相談を実施

#### (3) 専門相談の実施

ア 司法書士法律相談の実施 年14回

イ 認知症介護相談の実施 毎月1回：廿日市地域・大野地域

#### (4) 心配ごと相談員研修の開催

市民の抱える悩みが複雑化・専門化している中、心配ごと相談員の研修会を開催し、相談対応力の強化を図る。（廿日市地域：年4回、佐伯・吉和・大野・宮島地域：年1回）

#### (5) 相談傾向の分析と福祉ニーズの把握

[平成29年度重点的に取り組む事項]

- ・「くらしの相談」の情報を刷新し、HP・広報等を活用し、市民に周知する。
- ・相談実績の傾向を分析し、事業の発展と見直しを図る。

### 2 広報啓発事業（自主・共募・市補助3,601千円）〈行動計画13〉

広報紙の発行やインターネットを利用した情報提供を通じ市民や各種関係機関に広く廿日市市社協の取り組みや市内の福祉活動の動向をお知らせし、住民の福祉への関心を高め、福祉活動への協力者を増やしていく。

#### (1) 市社協パンフレットの発行

#### (2) 市社協広報紙「あいとぴあ」の発行

#### (3) ホームページの運営



[平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・市社協広報紙「あいとびあ」記事内容を単に、活動報告、募集内容、研修案内等にとどまらず、事業方針や展開について重点を置き発信していく。
- ・ホームページの活用として、今後も随時「お知らせ」を更新し、分かりやすく実用的な「事業・サービス紹介」を増やした情報を発信していく。

### 3 情報支援事業 (市委託 2,123 千円) <行動計画4>

視覚・聴覚障がい者が、情報支援を受けることによって、社会参加の機会の拡充を図り、また、地域社会の受け入れ態勢の整備を図る。

(1) 奉仕員養成の実施

- ア 視覚・聴覚障がい者の社会参加を支援し、障がいがある人への理解を深めるための各奉仕員養成講座を開催
- イ 活動中の奉仕員のスキルアップのための講座や、利用者の声を反映させるため奉仕員との意見交換会、情報交換会などの開催

(2) 視覚障がい者へ音訳テープ、デージー図書、点字本での情報提供

- ア 広報はつかいち、市議会だより、あいとびあ、さくらびあ物語、その他刊行物など

(3) 市、各団体から依頼された講演会、会議等への手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣調整

[平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・音訳奉仕員養成講座を開催する。

## 基本目標（４） 社会的孤立を見逃さないための 仕組みづくりを進めます

高齢者や障がいのある人たちへの制度サービスは、徐々に整備されてはきていますが、どうしてもその制度サービスに当てはまらない問題を抱える人たちも地域には存在します。家族全員が生活のしづらさを抱えていて、サービスにたどりつけない人たちや、制度やサービスでは解決が難しい生活課題を抱えた人たちなどです。

この目標では、高齢や障がい、その他様々な理由で社会的に孤立しがちな対象者への支援を行います。またその解決を通じて様々な組織や機関と連携し、制度サービスにつながっていない人たちの発見や支援を行っていきます。

### 1 福祉車両貸出事業（市委託・自主 2,269千円）〈行動計画13〉

身体上の障がいなどにより、日常生活を営むのに必要な移動手段が一般車両では困難な人に対して、福祉車両を貸し出し、移動を支援する。

#### [平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・市の運行要綱に沿った事業の在り方について検討する。
- ・大野事務所の福祉車両入れ替えに伴い利用促進に向けた周知を行う。

### 2 認知症高齢者関連事業（市委託・自主・共募 1,553千円）〈行動計画4、5〉

認知症等になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを目指し次のことを取り組む。

#### (1) 認知症にやさしい地域づくりネットワーク形成

地域の公共機関、FM放送局、町内会、事業所などのネットワーク協力機関の連絡網を通じ、早期発見・早期保護の迅速化、保護後のケア体制の強化

ア はいかいSOSネットワーク運営会議の開催（年1回）

イ 啓発活動の実施

(イ) 講演会の開催（年1回）

(イ) 介護の日PRイベントの開催（年1回）

ウ メールによる情報発信システムの検討

#### (2) はいかい高齢者家族支援サービス

はいかい等がある人の家族等への、位置検索端末機器の貸出し

#### (3) 認知症高齢者支援会議

認知症の人と家族の会、市民の会、日赤看護大、地域包括支援センター、高齢介護課、市老人クラブ連合会等と共に認知症関連の課題や取組みについて協議し、実践につなげる。

#### (4) キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成

ア 認知症サポーター養成講座の開催（地域・職域・学校）

イ 認知症サポーターによる実践編の検討

ウ キャラバン・メイトの住居や職場の近くで開催する講座へ参加の要請

#### (5) キャラバン・メイト連絡協議会

- ア キャラバン・メイト運営推進委員会の開催（年2回）
- イ キャラバン・メイト全体会及び研修会の開催（年2回）

[平成 29 年度重点的に取り組む事項]

ア 認知症にやさしい地域づくりネットワーク形成

- ・本事業を円滑に運用するため、ネットワーク協力機関の連絡網及び、事前登録者の更新を行う

イ 認知症高齢者支援会議

- ・市内の認知症に関する団体が情報を共有できるように、構成メンバーの見直し、整理を行って行く。

ウ キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成

- ・キャラバン・メイトの登録者数が増えていくなか、認知症サポーター養成講座に関わる人が限られており、メイトとして意識の向上及び活動を維持するため、メールや郵送で講座開催の案内や報告を発信していく。
- ・講座を開催する地域に、住居や職場があるメイトへ積極的に声をかけて負担の少ない役割で多くの人に参加してもらおう。

### 3 地域の集いの場立ち上げ支援事業（新規）（市委託 344 千円）〈行動計画4、5〉

地域の高齢者が集える場の新規立ち上げに対し助成金を交付し、新たなつどい・サロンづくりの支援を行う。

### 4 生活困窮者自立相談支援事業（市委託 18,500 千円）〈行動計画5〉

生活困窮者自立支援法の施行により、福祉事務所の必須事業「自立相談支援事業」及び「住居確保給付金の相談・申請受付」を廿日市市から平成28年度に引き継いで受託し、廿日市市役所生活福祉課内で生活困窮者自立相談支援機関「はつかいち生活支援センター」として事業を実施する。

経済的に困窮している方、将来経済的に困窮する可能性のある方（生活困窮者）の生活や就労などの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うと共に、市関係課や福祉就労等の関係機関と連携し、様々な支援を包括的かつ早期に行うことにより、自立の促進を図る。

また、経済的に困窮し、食料等に困っている者等に対し、緊急で一時的に必要な食料（常温保存可能な食品で、賞味期限内のもの）を提供することにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

#### (1) 自立相談支援事業

訪問支援等（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援する。

生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスとの拠点として機能させる。

一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画（自立支援計画）を作成する。

地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う。

#### (2) 住居確保給付金の相談・申請受付（相談受付は、市社会福祉協議会。支給事務等は、市。）

離職等により経済的に困窮し、住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給し、安定した住居の確保と就労自立を図る。

[平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・必要なときに相談につながる体制（ネットワーク）づくりに取り組む。

## 5 福祉サービス利用援助事業 (県社協委託 6,959 千円) <行動計画17>

高齢や障がいにより判断能力が低下し生活に不安がある人たちの権利擁護にあたると共に、一層の支援体制充実にに向けた取組みを進める。

### (1) 生活支援員の確保、資質の向上

- ア 社協のネットワーク等を通じた新規生活支援員の確保
- イ 生活支援員を対象とした研修会及び交流会の開催 (年 2 回)

### (2) 関係機関との連携強化

- ア 多問題家族における生活課題や虐待のあるケース等の解決にあたるため、専門職、行政、民生委員、諸機関及び近隣住民などとの連携を強化する。
- イ 利用者への長期にわたる安定的な支援の実施や困難ケースの支援について対応していくために、弁護士等専門職との「利用調整会議」(年 1 回)を開催する。
- ウ 金融機関や医療機関、法律関係機関等との連携を強化するため「運営連絡会議」(年 1 回)を開催する。
- エ 困難ケースについては、担当者会議を適宜開催し、課題解決にあたる。

### (3) 組織内の連携強化及び担当職員の資質の向上

- ア 廿日市事務局内の「かけはし局内会議」開催 (月 1 回)
- イ 職員による「個別カンファレンス」の開催 (月 1 回)
- ウ 各事務所担当者との「かけはし担当者連絡会」開催 (年 2 回)
- エ 全社協、県社協などが行う研修会や会議への参加

### (4) 利用者自身の地域福祉活動への参画による孤立の解消とそれを支える地域づくり

- ア 利用者自身のこれまでの経験、特技などの「強み」に目を向け、地域との接点づくりに取り組む。
- イ 守秘義務等を考慮しながら、専門職以外の「利用者の理解者」を増やすことで、利用者が地域で役割を持ちながら生活を送ることができる地域づくりに取り組む。

### (5) 事業の周知及びニーズの掘り起こし

- ア 広報紙やホームページによる市民への周知
- イ 出前事業説明会の実施
- ウ 事例を通してのニーズ把握

#### [平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・利用者から安心してもらえる支援を継続的に行っていくため、利用者からの預かり物や個人情報等の管理について、職員研修の実施や所内手続きの改善等により管理体制の強化に取り組む。

## 7 法人後見事業 (自主 1380 千円) <行動計画17>

本会が法人として成年後見人、保佐人若しくは補助人を担うことにより、成年被後見人、被保佐人又は被補助人 (以下、成年被後見人等) を保護、支援し、誰もが安心して日常生活を送ることができる地域づくりに取り組む。

### (1) 関係機関との連携強化

法人後見事業運営委員会の開催：成年被後見人等の権利擁護のため、弁護士、司法書士、社会福祉士等の職能団体及び行政等とのさらなるネットワークの強化に努める。

(2) 組織内の連携強化及び担当職員の資質の向上

ア 担当者研修会及び後見支援員研修会の実施

イ 全社協、県社協などが開催する研修会や会議への参加

(3) ニーズの掘り起こし

福祉サービス利用援助事業（かけはし）契約者の中で、成年後見制度の活用が必要な人に対して、円滑な制度移行を支援する。

[平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・安定して事業を運営できるよう、事務局職員及び後見支援員の資質向上に努める。
- ・安全に後見事務を遂行できるよう、財産管理及び各種手続き等における業務の標準化、マニュアル作成に取り組む。
- ・成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業の普及や、権利擁護意識啓発のために、地域で開催されるサロン等で情報提供に取り組む。

## 8 生活福祉資金貸付事業（県社協委託 1,472 千円）〈行動計画 11〉

低所得者・障がい者・高齢者等に対して、資金貸付と民生委員による必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の向上、促進を図り、生活の自立と安定に向けた支援を県社協と共に行う。

また、失業者等であり日常生活全般に困難を抱えている方に、生活の立て直しのための貸付けと継続的な相談支援など、自立を目指した支援を行う。

- (1) 計画的な償還につながるように、借受人・連帯保証人・民生委員と連携した支援を実施
- (2) 滞納者に対する償還指導の実施

## 9 緊急生活安定資金（県社協委託 1,472 千円）〈行動計画 11〉

低所得者・障がい者・高齢者等に対して、資金貸付と民生委員による必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活の安定を目指した支援を行う。

- (1) 借受人に対する計画的償還指導及び生活課題に対する相談支援を実施緊急生活安定資金(2) 滞納者に対する償還指導の実施貸付事業

### [廿日市・佐伯・吉和地域]

## 10 障がい児者指定居宅介護等事業（自主・廿日市・佐伯・吉和 27,170 千円）〈行動計画 4〉

自己決定を尊重し、地域で安心して暮らせる障がい児者福祉の推進を目指す。

- (1) サービス提供に伴う契約実施
- (2) 訪問介護員の登録・派遣を実施
- (3) 介護給付費請求事務
- (4) 訪問介護員への賃金計算
- (5) 研修会の開催
- (6) 県や厚労省への調査協力や関係機関との連携

[平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・支援の評価を行い、改善に努める。
- ・各事務所（廿日市・佐伯・吉和）間で連携をとり、ニーズに合った支援を行う。



## 基本目標（５） 多様な主体の強みを生かした 新しい支えあいを育てます

廿日市市内には多くの企業が存在し、様々な地域貢献活動が行われています。廿日市市社協も、イベント開催時の寄付や災害時の物品提供、サロンでの情報提供などの形で協力を得ています。

今後、さらに福祉の分野で、企業・事業所の社会貢献活動を推進していくためには、それぞれの企業の得意分野を分析し、福祉的課題を抱えている対象者とうまくマッチングすることが必要となります。

この目標では、地域ごとに企業とのつながりづくり、調査、プログラム作り等の事業を、既存の事業の中に織り込みながら取り組んでいきます。

### 1 災害救援事業（自主・共募 104千円）〈行動計画17〉

非常時の「共助」意識の市民への啓発と実働できる「廿日市市被災者生活サポートボラネット」を推進する。

- (1) 「廿日市市被災者生活サポートボラネット」推進会議の開催  
年1回程度
- (2) 講演会（研修会）の開催  
年1回程度
- (3) 廿日市市被災者生活サポートボランティアセンター設置訓練の実施  
年1回程度

#### [平成29年度重点的に取り組む事項]

- ・小地域での被災者生活サポートボランティアセンター設置訓練を実施する。
- ・「廿日市市被災者生活サポートボラネット」の関係団体を増やす。

### 2 福祉人材育成事業（県社協助成900千円、自主111千円）〈行動計画17〉

廿日市市の福祉・介護人材の安定的な確保・育成・定着に向けた取り組みを関係機関と協働して進める。

- (1) キャリアスタート（中学生）の受け入れ
- (2) 福祉の巡回面談会の企画、実施
- (3) 社会福祉士受験にかかる社会福祉援助技術実習の受け入れ
- (4) 廿日市市福祉・介護人材確保等総合支援協議会の運営：協議会を2回以上実施。市内における関連団体からのニーズ、課題から必要な取り組みを行う。（新規）
- (5) 福祉施設職員相互研修事業の企画・実施

### 3 日本赤十字社活動資金募集協力事業（日赤 1,800千円）〈行動計画17〉

平成29年度から社員制度改正に伴い「社員・社資」から「会員・会費」等新たな名称や内容についての周知を行い、住民にとって、赤十字活動が身近で親しみやすいものになるように赤十字事業の趣旨の周知・PRを行い、活動資金募集目標額の達成に努める。

- (1) 日赤活動資金募集運動実施（5月）
- (2) 災害時に関係機関との密な連絡による速やかな救援物資の交付

- (3) 災害発生時の義援金・救援金募集及び救援情報などの周知
- (4) 小・中学校青少年赤十字校へ新たな加盟を促し、必要に応じた事業説明の実施
- (5) 赤十字奉仕団との連携を図り、地域防災活動の支援を行う
- (6) 赤十字講習会の実施及び開催案内

#### **4 共同募金運動協力事業** <行動計画17>

地域住民が主体的に自分たちの地域を「持続可能な地域社会」にできる環境にするために、共同募金が民間福祉活動を支える重要な財源であるという趣旨を周知徹底し、募金目標額の達成に努める。

- (1) 赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動実施
- (2) 地区別地域福祉推進会議でのPRの実施
- (3) 共同募金委員会運営委員会、審査委員会の開催

#### **5 福祉団体等支援事業** (自主・共募・市補助 3,489千円) <行動計画17>

福祉団体が実施する福祉事業に対し、活動に対する助成を行なうことにより住民福祉活動及び自主運営を促進する。

- (1) 福祉団体及び福祉活動に対する助成金の交付
- (2) 各団体との協働事業の模索
- (3) 福祉関係団体事務支援事業(吉和、宮島)の実施



# 地域事務所での取組み

## 【廿日市地域】

### 《地域の特性と現状》

## 多彩な人たち 社会資源が集うまちふくしの要 はつかいち

廿日市市の中心に位置する地域です。昭和31(1956)年、廿日市町・平良村・原村・宮内村・地御前村が合併して新・廿日市町が発足し、その後市制移行しました。この町の由来となった二十日の市は、観光協会を中心に毎月20日に開催されています。平成17(2005)年の最後の合併の後、新たな廿日市市の中心部として機能しています。

広電、JRの通る、交通網の整備が比較的充実している沿岸部、広島市のベッドタウンとして開発された団地を抱える地域など地域性は多様です。

11の小学校区に自治組織があり、「円卓会議」というその地区で活動している組織や関係者が一堂に介し、地区内での課題が協議されてる場を持っているところもあります。

地区の中では、市民センターの果たす役割が大きく、住民活動の要となっています。

## 基本目標（1） 社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

### 1 ボランティアセンター活動推進事業（自主・市補助・共募 437千円）〈行動計画10〉

福祉活動の担い手であるボランティアの活動が円滑に進められるよう、また、市内の小中学校が取り組む福祉教育活動に対し支援する。

- (1) 計画的なボランティア活動推進体制の整備
- (2) 個人ボランティアに対する積極的な情報と活動の場の提供
- (3) 応援会議(近隣大学の学生と教職員)の実施
  - ア 大学との連携強化
  - イ ボランティア入門講座の開催
  - ウ 大学でのボランティア講座の開催
- (4) 他事業と連携したボランティア育成（遊びの教室、サロン事業）
- (5) ささえ愛ネット廿日市支部の活動支援
- (6) 各地域の福祉まつりへのボランティア参加支援

[平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・既存のボランティア活動者を対象にスキルアップ講座を開催する。

## 2 遊びの教室事業 (廿日市 自主・共募 230千円) <行動計画1>

長期休暇中の在宅障がい児に豊かな経験の場や遊びの場を提供し、社会参加を促進すると共に保護者にリフレッシュしてもらおう。春休み1回、夏休み6回、冬に1回実施。

ボランティアセンターと連携を取りながら実施する。

[平成29年度重点的に取り組む事項]

- ・ボランティアを含め参加者が楽しく参加できる内容を企画し、楽しみながら子どもたちの自己肯定感が育つ取組みとする。
- ・事故防止に努める。

## 3 精神障がい者福祉支援事業 (廿日市 共募 23千円) <行動計画4>

精神保健福祉ボランティア「ねこの手」の活動支援及び新規ボランティア養成のための講座を開催する。

## 4 地域のつどい・サロン支援事業 (自主・共募 1,987千円) <行動計画15>

地域住民の力で自主運営され、地域に根付いた活動になるよう要望に応じた支援を行い、新たなつどい・サロンづくりの支援を行う。

- (1) 世話人の情報共有・不安解消のため、交流会の実施
- (2) 地域住民へのサロン紹介・取次ぎ
- (3) 地域のつどい・サロン支援助成金交付
- (4) 小地域のお茶の間づくり事業の推進
- (5) レクリエーション用品の貸出し

## 5 あいプラザまつり (廿日市 自主・共募 269千円) <行動計画1>

- (1) 社協活動の紹介、賛助会員の募集
- (2) 世代間交流の促進

ボランティア体験コーナーやパネル展示等でボランティア活動を紹介する。またサロン紹介や、平良小学校生による無料喫茶コーナーの開設など通じて、世代間交流を深める。

- (3) ボランティア活動の機会の提供

市内福祉団体がバザー出店することで市民に団体を紹介し、つながりを深める。また、学生ボランティアの参加により、地域とのつながりやボランティア経験を積む機会とする。無料体験コーナー、展示コーナー及びオープニングを含め市内作業所の活動を紹介する。

- (4) 共同募金活動の普及

廿日市小学生、廿日市地区共同募金委員会運営委員による赤い羽根共同募金活動を実施する。

- (5) 全体企画会議の実施

- (6) 社協と健康推進課(あいプラザ館内)、生涯学習課(生涯学習フェスティバル)等と合同スタンプラリーの実施

(7) 障がいのある方への社会参加の機会の提供

あいプラザまつりの準備及び当日の運営を通じて、障がい児者が自身の社会経験として参加できる機会、仕組みづくりに取り組む。

**基本目標（2） 組織（主体）の意識や活動を進化させます**

**1 小地域ネットワーク事業**（自主・共募・市補助 110千円）〈行動計画15〉

地域の福祉課題は地域で解決できる体制を確立していくために、地区社協及びそれに準ずる組織の設立を目指し、様々な地域の取組みのバックアップをしていく。

- (1) 地区社協事務局活動費の助成
- (2) 地域福祉推進団体の視察研修調整・同行
- (3) 地域福祉推進団体の総会への参加及び勉強会にて市社協事業の説明
- (4) 各種訪問研修の調整
- (5) 各地区の会合等への参加
- (6) 地域包括ケア体制整備事業との連携を通じて、地区社協（福祉部会、福祉事業部等）の立ち上げや活性化を行う。

[平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・今年度については廿日市地域での「福祉の会」を1か所立ち上げる。
- ・市役所の地域政策課と連携しながら、これまで接点のなかった地区へのアクセスと地域の福祉ニーズの掘り起こしを行う。

**基本目標（4） 社会的孤立を見逃さないための仕組みづくりを進めます**

**1 不登校・ひきこもり支援事業【重点】**（廿日市 自主・共募 477千円）〈行動計画3〉

「学校に行っていないなくても」「就労していないなくても」当事者や家族が社会から孤立しないよう支援する。

また、「いじめ」や「貧困」など家族・地域などの関係性が子どもたちに影響を与えていることから、セーフティネットにかからない人たちにも目をむけた支援を検討していく。

- (1) 親の会の開催（原則月1回）
- (2) 不登校のこども・ひきこもりの若者のサロン開催（週1回）
- (3) 学習会・理解講座の開催

[平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・ホームページなどを活用し親の会や居場所のPRを行う。
- ・教育委員会（スクールソーシャルワーカー）やNPO法人、生活支援センターなど関係機関との連携を図る。
- ・生活支援センターと連携し、ひきこもり支援の講演会・学習会を開催する。

## 【佐伯地域】

### 《地域の特性と現状》

## やさしきで つながるまち さいき

廿日市市内の沿岸部と北隣にある吉和地域との山間部に位置する。昭和30(1955)年、佐伯郡津田町と浅原村・玖島村・友和村・四和村が合併して佐伯町が発足。その後、平成15(2003)年に吉和村と共に旧廿日市市と合併した。

地域の特性として、農村地帯で自然豊かな環境がある反面、若年層の都市部への流出、少子高齢化により過疎化が進行している。

福祉の面では、高齢者総合サービスセンター「さいきせせらぎ園」「ゆうわせせらぎ園」、児童養護施設「津田子供の家」、身体障がい者授産施設・養護施設「広島ひかり園」、知的障がい者更生施設・生活介護「友和の里」、就労継続支援B型「夢工房」、精神障がい者小規模通所授産施設「にじのえき」、福祉ホームB型「エスペランサ」といった様々な分野の福祉施設があり、充実している。

## 基本目標（1） 社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

### 1 ボランティアセンター活動推進事業（自主・共募 353千円）〈行動計画10〉

- (1) ボランティアに関する相談・調整・情報提供等の各種支援を行う
- (2) れすとはうす「花かご」の管理運営
- (3) ささえ愛ネットはつかいち佐伯支部「ひまわり会」の支援
- (4) ボランティア養成講座の開催
- (5) ヤングボランティアスクールの開催

ア ボランティアに関心のある中・高・短大・大・専門学生を対象に年間を通じたボランティア体験等の実施

イ ボランティアに関心のある小学生を対象にした夏休み体験学習（福祉施設の利用者との交流など）の開催

### 2 障がい児・者福祉支援事業（自主 128千円）〈行動計画3〉

- (1) 障がい児地域支援システムの構築  
関係機関と連携し、未就学から学齢期それぞれのライフステージで障がいのある子どもたちに、どのような支援や関わりが必要なのかを協議するなど当事者及びその家族への支援を行う。
- (2) わんぱく旅行実行委員会への支援  
障がい児・者の社会参加の促進、保護者の交流・情報交換・相談の場となる事業を行う。

### 3 精神障がい者福祉支援事業（自主・共募 35千円）〈行動計画4〉

- (1) 当事者支援  
ア 精神保健福祉サロン「ちゅうりっぷの会」への支援  
イ おしゃべりサロン「こぶし会」（家族会）へ参画

(2) ボランティア養成

精神保健福祉について啓発すると共にボランティア及び関係者の資質向上のため「精神保健福祉講座」を開催

**4 地域のつどい・サロン支援事業** (自主・共募・その他 944千円) <行動計画4>

- (1) サロン連絡会議や講座を通して、世話人同士の交流と情報提供を行う
- (2) サロンづくりの支援及び助成金交付
- (3) 玖島・津田・浅原・友和地区での音楽サロン「オルゴール」の開催 (毎月各地域1回)
- (4) 未就園児を育てる保護者と子どものサロンへの支援  
(佐伯・吉和子育てネットワーク会議参画)
- (5) 小地域のお茶の間づくり事業の推進 **【重点】**
- (6) レクリエーション用品の貸出し

[平成 29 年度重点的に取り組む事項]

・「れすとはうす花かご」を活動拠点に、福祉活動実践者を「安心サポーター」に位置づけ、地域の支えづくりの仕組みを作る。また、「安心サポートリーダー」やボランティアが主体になり、サロンが開催されていない地域へ出掛け、出前サロンを開催していく。

**基本目標 (2) 組織 (主体) の意識や活動を進化させます**

**1 地域福祉活動事業** (自主 225千円) <行動計画13>

(1) 福祉委員活動推進事業

ア 地域の福祉問題やニーズを発見し、課題解決のために近隣住民に働きかけ、地域で協力・連携することを目的とした福祉委員活動を推進させる。

イ 年2回(4月・9月)福祉委員会議を開催し、福祉委員の役割や、社協会費・共募募金活動等の協力について、玖島、友和、津田・四和、浅原の4地区と、地域全体会を行う。

(2) 福祉施設等連絡会の開催

佐伯地域での施設間の交流・連携を図り、共通の問題を取り上げ、今後の取組みについて検討する場として福祉施設等連絡会を運営する。

また、個別支援については、地域ケア会議等を随時開催する。

ア ヤングボランティアスクールへの協力

イ 市民交流事業(各地域福祉まつり)を通じた連携

ウ 施設長会議・連絡会議の開催

(3) 広報啓発活動

佐伯地域の福祉情報紙「ひまわり日和」の発行

(4) 過疎地域における福祉活動とその関わり **【重点】**

関係機関との連携のもと、過疎地域における福祉活動の活性化を図る。

[平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・ 佐伯支所をはじめ、民生委員児童委員協議会や地域の福祉施設など関係諸機関と連携し、過疎地域における福祉問題やニーズを探りながら、各地区における社会福祉活動事業を推進させる。

## **基本目標（3） 地域の問題解決に必要な情報を共有します**

### **1 地域福祉活動事業（基本目標（2）－1）**

#### (3) 広報啓発活動

佐伯地域の福祉情報紙「ひまわり日和」の発行

### **2 心と心のハーモニーフェスタ（団体助成事業：自主・共募 747千円）**

福祉施設や行政・関係機関と連携し、「実行委員会」による地域ぐるみのイベントを目指す。

## 【吉和地域】

### 《地域の特性と現状》

## 自然と ぬくもりの里 よしわ

北に十方山（1318m）西に冠山（1339m）中央には女鹿平山（1083m）と山に囲まれ緑豊かな地域です。農業・林業が主な産業ですが、昭和38年頃から（38豪雪）過疎化が著しく高齢化も進んでいます。

平成2年から「21世紀にかけのパークの村〔よしわ〕」として観光に力を入れるものの少子高齢化に歯止めはかかっています。しかし、豊かな自然を求める人は多く、現在、別荘はおよそ800棟程度あると思われます。

福祉施設は吉和福祉センター及びデイサービスセンターよしわせせらぎ園があり、医療機関は吉和診療所があるのみです。どちらも入所・入院施設はなく、救急車や消防車は安芸太田町から高速道路を通ってきている状況です。

高齢化と人口減少が進む中、吉和で高齢者が最後まで住み慣れたところで生活ができるように、平成25年に「生涯暮らし続けられる吉和地域を考える福祉座談会」を開き、平成26年「生涯住み続けられる吉和地域をつくる会」という住民主体の団体が立ち上がり、平成28年には住民主体の活動組織として、NPO法人「ほっとよしわ」が創設されました。

## 基本目標（1） 社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

### 1 ボランティアセンター活動推進事業（自主・市補助・共募 823千円）〈行動計画10〉

- (1) ボランティアに関する相談・調整・情報提供等の各種支援を行う
- (2) ささえあいネットはつかいち吉和支部（ボランティア吉和）の支援
- (3) 「福祉プロジェクト」への協力と地域活動実践への支援

### 2 地域のつどい・サロン支援事業（市域全体予算として 2,709千円）〈行動計画15〉

- (1) 地域内の福祉団体及び福祉活動推進の財源支援
- (2) 吉和福祉センターを開放したふれあいサロン「カローリングのつどい」の継続（1～3月、毎週1回）
- (3) 年間を通して「囲碁のつどい」の開催（毎週金曜日）
- (4) 歌が好きな人のための「カラオケサロン」の開催（1月～3月までは毎週月曜日、それ以外は月2回）
- (5) 手芸が好きな人による「よりあいサロン」の開催（1月～3月までは毎週水曜日、それ以外は月1回）

## **基本目標（3） 地域の問題解決に必要な情報を共有します**

### **1 いきいき活動推進事業(基本目標（4）－4)**

社協だより「ぬくもり」の発行

毎月1日、吉和地域福祉だより「ぬくもり」を発行し、地域活動の報告や講座の呼びかけ等を行うことで、活動の成果を共有し、活動の活発化及び意識の向上を図る。

### **2 すこやかプラザまつり** (共募 25千円) <行動計画1>

ボランティア活動やサロン活動等について展示による紹介や、よしわせせらぎ園や地域包括支援センターによる活動紹介を通して、福祉コミュニティの醸成を図る。

## **基本目標（4） 社会的孤立を見逃さないための仕組みづくりを進めます**

### **1 多機能サロン「すこやかサロン」実施事業【重点2】** (自主・共募 432千円) <行動計画1>

高齢者等サロン、福祉作業所、障がい者デイサービス、子育てサロン等の要素を併せ持った多機能サロン「すこやかサロン」を実施する。

障がいや高齢により社会参加活動が難しい状況にある人等が、仲間関係にある人と規則正しい生活を送ることで、地域や自宅で孤独感を感じず、また心身共に健康な生活を送ることができるよう、週1回、軽作業や物づくり、食事作りを中心にした日中活動の場づくりに取り組む。

### **2 知的障がい者生活訓練教室開催事業** (市委託 283千円) <行動計画4>

知的障がい児者の社会参加促進のため、日常生活に必要な訓練や創作活動等について、多機能サロン「すこやかサロン」開催事業と並行して実施する。

### **3 障がい者スポーツ教室開催事業** (市委託 13千円) <行動目標3>

スポーツ教室を行うことで障がい者の自立と社会参加の促進及び体力の向上を図る。また、小・中学生を含めた地域住民もこれに参加することで、普段、接することの少ない障がい者スポーツへ関心を高め、同時に障がい者への理解を深めることで、他の地域活動等におけるボランティア参加の促進を図る。

### **4 いきいき活動推進事業** (自主・共募 399千円) <行動計画17>

吉和地域における、地域課題やニーズから、地域の取組みへと発展させるために次の各事業を展開する。

#### **(1) 生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会の開催、活動支援【重点1】**

誰もが生涯暮らし続けられる吉和地域になっていくための仕組みづくり（人づくり・活動の場づくり・繋がりづくり）を地域住民が主体となって取り組めるよう支援する。

#### **(2) 一人暮らし高齢者等懇談会「あつまろう家」実行委員会への助成**

助成金の交付及び実施、企画についての側面的支援を行う。

#### **(3) 子育てサロンの実施**

保育園・支所保健師・市民センターとの共催で、未就園児とその親を対象に子育てサロンを開催し、子育ての悩みや孤立感を軽減する。



(4) 福祉車両の貸出

住民のコミュニティ活動推進のため、福祉団体等に対し「たすけあい号」の貸出しを行う。

(5) 社協だより「ぬくもり」の発行

毎月1日、吉和地域福祉だより「ぬくもり」を発行し、地域活動の報告や講座の呼びかけ等を行うことで、活動の成果を共有し、活動の活発化及び意識の向上を図る。

(6) 葬祭用具の貸出

自宅や集会所等の地元で葬祭を執り行う場合に、社協が所有する葬祭用具一式を貸し出すことを通して、地域のコミュニティ活動を支援する。

平成29年度重点的に取り組む事項

- ・NPO法人「ほっと吉和」の認可後も、「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」を、吉和地域の社会資源として存続させる。社会福祉協議会は、生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会の後方支援（情報収集・情報提供・啓発研修など）を行う。

## 【大野地域】

### 《地域の特性と現状》

## みんなが チカラを だせるまち

宮島の対岸に位置し、東西に長い地形で、居住区は沿岸部に集中しており、国道2号、山陽自動車道という主要道路及びJR山陽本線がその居住集落を横断しています。

地域は「区」と呼ばれる11の行政区に分かれており、11区については、大竹市飛地の中に点在する松ヶ原地区と佐伯地域に隣接する渡ノ瀬地区で構成されています。

地域の様々な活動は、区を中心に実施されており、ふれあいいきいきサロンなどの様々な小地域福祉活動は、各区で組織されている「福祉部会」が担っています。

### 基本目標（1） 社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

#### 1 ボランティアセンター活動推進事業（自主 188千円）〈行動計画10〉

##### (1) ボランティアセンターの機能強化

ボランティア活動の推進拠点である「ボランティアセンター」の機能強化を図り、ボランティア（個人及びグループ）が活動しやすいよう、相談・需給調整・養成・広報紙の発行などの基盤整備を行う

##### (2) ボランティア学園の開催

大野地域の小学生を対象に、多くの人との交流や活動を通じ、ボランティアに対する意識と理解を深めるため、次の活動を行う。

ア 「視覚障がい、聴覚障がいは何か」、点字や手話、ガイドヘルプの学習

イ 福祉施設（アダージョ・洗心園等）で共同作業、入所者との交流促進

ウ 障がい者団体や家族会、中学生などと「小さな夏まつり」のスタッフとしての活動

##### (3) ささえ愛ネットはつかいち大野支部「大野ボランティア連絡協議会」の支援

##### (4) 大野地域での児童・生徒が取り組む地域社会貢献活動に対する活動支援

ア 大野地域での児童・生徒が取り組む地域社会貢献活動に対する助成金の交付や活動支援

イ ボランティア学園の開催

ウ 大野地域の小学校における福祉ボランティア学習の推進

(ア) 大野西小6年生のボランティア学習

(イ) 大野東小3年生のボランティア・介護学習

#### [平成29年度重点的に取り組む事項]

・児童、生徒が取り組む地域貢献活動を、地域住民や関係団体と一緒に推進する

#### 2 障がい児・者地域生活支援事業（自主・共募 145千円）〈行動計画4〉

障がいのある人の地域参加・交流を促進し、地域で暮らし続けたいと思える地域づくりを進める。

##### (1) 障がいのある子どもを育てる家族の「おしゃべり会」の開催

障がいのある子どもを育てる家族が自由に集い、お互いの子育てについての情報交換や交流

の場である「おしゃべり会」を年6回程度開催する。

(2) 当事者活動の支援

当事者団体であるハーモニーOB・OGの活動を支援する。

(3) 大野障がい者団体連絡協議会の支援

ア 会議への参加

会議に参加し、意見交換、活動の助言、及び情報共有を図る。

イ 小さな夏まつりの開催協力

小さな夏まつりの開催に当たり、関係各所との調整等、様々な形で協力する。

ウ 交流会の開催協力

障がい者の交流会の開催にあたり、関係各所との調整等、様々な形で協力する。

(4) 精神保健福祉ボランティアの発掘・育成

ア 本人やその家族の自主活動や自主活動グループの組織化を支援

イ 精神保健福祉ボランティアの育成、発掘

(5) ソーシャルクラブ「プラム」への協力

ボランティア活動の場を確保するため、ソーシャルクラブ「プラム」へのボランティア調整を行う。

[平成29年度重点的に取り組む事項]

・活動を支援するボランティアの登録者を増加させる

### 3 地域のつどい・サロン支援事業 (自主・共募・その他 707千円) <行動計画15>

(1) 地域のつどい・サロン支援助成

各区で開催される地域のつどい・サロンの活動費を助成し、安定的運営を図る。

(2) ふれあいサロン活動概況調査

各区で開催される地域のつどい・サロンの概況を把握し、地域住民への情報提供等に役立つ。

(3) 地域のお茶の間づくり事業の推進【重点】

県社協が実施する「地域のお茶の間づくり」事業を協働推進する。

(4) レクリエーショングッズの貸し出し

各区で開催される地域のつどい・サロンで活用するレクリエーショングッズを貸し出す。

[平成29年度重点的に取り組む事項]

・県社協の「地域のお茶の間づくり」事業の指定終了地区に対する支援継続(4地区)

・レクリエーショングッズの貸し出し促進を図る

## 基本目標(2) 組織(主体)の意識や活動を進化させます

### 1 ふれあいのまちづくり推進事業【重点】(自主・共募 5,433千円) <行動計画5>

誰もが、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、現行で実施されている福祉サービスだけでは解決できない福祉ニーズを解決するための仕組みを地域の福祉を推進していく機関等の連携の中で考えていく他、大野の各地区で取り組まれている実践を大野地域に広報する。

(1) 地域福祉推進委員会の開催

大野地域の福祉課題の共有及びその解決策について考えていく地域福祉推進委員会を、年2

回開催する。

(2) 地域福祉推進研究協議会の開催

地域で福祉活動に関わる住民を対象とした研修を年1回開催する。

(3) 各種地域福祉活動への助成

ア 一般会費地区交付金

各区に一般会費の7割を交付し、地域福祉活動の推進を図る。

イ 地区福祉活動費助成

(ア) 自主活動助成

地域の高齢者や障がい児・者、子どもを対象に行なわれる大野地域の区の自主活動による支えあい活動に対し、その経費の一部を助成する

(イ) 福祉部会活動助成

地域の高齢者や障がい児・者、子どもを対象に行なわれる大野地域の区の福祉部会による支えあい活動に対し、その経費の一部を助成する。

ウ 給食サービス助成

区の福祉部会が地域ボランティアを募り、地区内の一人暮らしの高齢者及び障がい者世帯等に、食事の提供と安否確認を行う事業に対し、活動経費の一部を助成する。

(4) 地区環境美化活動（花いっぱい運動）の推進

各地区の花いっぱい運動を支援し、住民同士及び障がい者施設との交流を図る。

(5) 大野福祉ふれあいまつり実行委員会の支援

「おおの健康福祉フェスタ」の福祉部門を企画・運営する「大野福祉ふれあいまつり実行委員会」への助成及び運営支援を通じ、住民への福祉啓発を図る。

(6) ふれまちだよりの発行

大野地域版の広報紙「ふれまちだより」を偶数月に発行する。

(7) 車いすの貸出

在宅で緊急的かつ一時的に車いすを必要とする人に、日常生活上の負担の軽減や、社会参加等のための用具として貸し出しを行うほか、学校や地域における福祉体験活動等の用具として貸し出し、市民の地域福祉に対する関心と理解を深める。

[平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・地域福祉推進委員会を大野地域における生活支援体制整備事業の第二層協議体として位置付けていくための働きかけを行う
- ・地区環境美化活動での花苗の地区別配布数を見直す

## 基本目標（3） 地域の問題解決に必要な情報を共有します

### 1 事務局運営事業（自主 1,049 千円）

大野地域の福祉推進の拠点となる本会大野事務所を運営する。

[平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・大野支所庁舎建替に伴う地域の福祉の窓口としての機能拡充に向けた検討を行う。

## **基本目標（４）**

## **社会的孤立を見逃さないための仕組みづくりを進めます**

### **1 高齢者等移送サービス事業**（共募 584千円）〈行動計画4〉

通院や買物などの日常生活の利便向上や社会参加の促進を図るため、交通不便地域を含む大野地域全域を対象として、巡回車両を運行する。

## 【宮島地域】

### 《地域の特性と現状》

## 古い文化を じっくりしみ一人ひとりに 優しい 地域づくり

宮島に人が住み、町の形態を整えるようになったのは室町時代に入ってからのことです。江戸時代になると島の中には広島藩直属の奉行所が設けられ、信仰の地としてだけでなく、交易が行なわれ、商業都市としても発展し、明治22年(1889年)に「厳島町」として町制がしかれ、昭和25年(1950年)には「宮島町」に町名変更し、平成17年(2005年)に廿日市市と合併しました。

その間人口は、昭和22年(1947年)の5,197人をピークに減少し続けています。

日本三景のひとつ、「安芸の宮島」として、また、平成8年には世界文化遺産に指定され、全国的に広く知られる宮島には、厳島神社や大鳥居、五重塔などの国宝や国の重要文化財をはじめ、昔ながらの町並みが残った町家通り、滝小路など、趣深いスポットが多くあり、国内外より多くの観光客が訪れることから、島内には「観光」を意識した「みやげ物屋」「飲食店」「旅館・ホテル」などが多く存在します。

宮島においては、そこに暮らす人たちは当然「地域の構成員」ですが、「観光」という営みそのものも地域を構成する重要な要因であり、また、本土から宮島へ渡り「経営」ということに携わる人たちも重要な「地域の構成員」です。「観光」という営みが、島(地域)の人たちの暮らしに大きく関係している地域です。

### 基本目標 (1) 社会参加や役割発揮のための人づくり参加の入り口作りを進めます

#### 1 地域のつどい・サロン支援事業 <行動計画15>

- (1) サロン活動相談支援
  - ア サロンにきんさい(毎月2回 第1・第3水曜日)
  - イ すずめ会(毎月2回 11・25日 ※当日が日曜日の場合、土曜日に開催)
- (2) 地域ふれあいフェスタ・市民センターまつり等での社協事業の活動紹介
- (3) レクリエーション用品の貸出し

### 基本目標 (3) 地域の問題解決に必要な情報を共有します

#### 1 地域ふれあいフェスタ(団体助成:自主・共募 104千円) <行動計画1>

地域ふれあいフェスタ実行委員会の主催で、宮島福祉センターで開催

### 基本目標 (4) 社会的孤立を見逃さないための仕組みづくりを進めます

#### 1 高齢者自立支援事業【重点】(自主・共募 247千円) <行動計画5>

地域での孤立や閉じこもりを解消し、地域見守り活動の役割を担った事業を実施

- (1) 高齢者給食サービス事業の実施
- (2) ひとり暮らし高齢者懇談会の実施

- (3) あんしんほっとコール事業の実施
- (4) 歳末みまもり事業の実施

[平成 29 年度重点的に取り組む事項]

- ・給食サービス、懇談会について、協力団体から対象者へ案内を配布してもらっているが、各団体と連携を図り、参加者以外の人たちの情報を収集し、孤立状態の人の発見につなげる。
- ・あんしんほっとコールについて、利用者の生活状況等の確認を行い、見守り活動を推進していく。また、当事業について、地域情報誌や、行事ごとの場で説明を行い、周知を図ると共に、利用者の増加につなげる。

## 2 福祉コミュニティ支援事業 (自主・共募 17千円) <行動計画13>

福祉コミュニティづくり推進を目的とした住民参加型の事業を実施する。

- (1) 紙門松配布事業の実施
- (2) 葬儀用具貸出事業の実施